

【答申の概要】 諮問第 166 号

「静岡空港南側民有林の誤伐採等に関する監査結果等の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	「静岡空港南側民有林の誤伐採等に関する監査結果等の部分開示決定に対する異議申立て」
本件対象文書	静岡空港南側民有林の誤伐採等の監査に関する監査結果、起案文書、調査書、本監査に係る質疑応答録・資料、関係人調査復命書等
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県監査委員
諮問期日	平成22年2月4日
主な論点	実施機関が一部非開示とした情報が、条例の非開示情報（「第2号：個人情報」及び「第6号：事務事業情報」）に該当するか。

審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、「立木所有者の氏」、「立木所有者代理人の氏」、「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」及び「前空港建設事務所長の氏名」は開示すべきである。

審査会の判断

条例第7条の非開示情報該当性について

1 立木所有者の氏名等の情報

立木所有者の氏名等の情報は、特定の個人を識別できる情報であり、本件処分時においては、立木所有者の氏名等の情報が公情報であったという事情などは認められないことから、実施機関が本件処分時において立木所有者の氏名等を、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないとして非開示としたことは妥当であったと認められる。しかし、立木所有者の氏名等の情報のうち、「立木所有者の氏」、「立木所有者代理人の氏」及び「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」については、本件処分後に行われた知事記者会見で公表され、また、現時点においてもその質疑応答記録が県ホームページにおいて掲載されていることが認められる。

当審査会は、本来、実施機関における処分時の判断の妥当性を判断しているが、本件については、上記のとおり事情の変化が生じていることから、これらの事情を含めて判断する。したがって、現時点においては、本件処分後に生じたこれらの事情の変化を考慮すれば、「立木所有者の氏名等の情報」のうち、「立木所有者の氏」、「立木所有者代理人の氏」及び「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」の情報は、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報」に該当すると認められ開示すべきである。しかし、その余の情報については、現時点においても同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

2 立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報

当審査会において本件公文書を見分したところ、当該非開示部分は個人の信教等に関する情報であり、立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報であると認められる。そして、個人の信教等の情報は、通常他者に知られたくない個人の機微に関する情報であるとともに、当該個人の人格と密接にかかわるものであると認められる。また、立木所有者代理人の氏の情報は、既に公表されており、一部の関係者にあつては、当該個人を識別でき得ることも否定できないことにかんがみれば、立木所有者代理人の信教等の情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

3 立木所有者代理人の要望事項の情報

立木所有者代理人の要望事項の情報は、当該代理人と県との誤伐採に係る交渉において、当該代理人が県に要望した具体的な内容を明らかにする情報であると認められる。そして、県との当該交渉時における個人の具体的な要望内容は、一般に他者に知られたくないものであることから、これを公にすることにより、個人の心情を害するものである。また、立木所有者代理人の氏の情報は、既に公表されており、一部の関係者にあつては、識別でき得ることも否定できないことにかんがみれば、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当し、同

号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

4 前空港建設事務所長の氏名等の情報

ア 前空港建設事務所長の氏名の情報

前空港建設事務所長の氏名の情報は、県を退職した後の当該個人に係るものであり、条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の職務遂行情報とは認められないが、既に本件処分により、当該個人の県職員当時の職及び氏名の情報が公務員等の職務遂行情報として開示されており、それが前空港建設事務所長としてのものであることが容易に判別できることから、当該氏名を非開示とする実質的な利益が失われていると認められる。また、当該前空港建設事務所長に当たる氏名は、県職員録等によっても容易に判別できると認められる。したがって、当該氏名は、条例第7条第2号ただし書アの「公情報」に該当すると認められ、開示すべきである。

イ 前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報

当審査会において本件公文書を見分したところ、前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報は、関係人調査の調査場所として記載されたものであるが、これを公にすることにより、県を退職した前空港建設事務所長の現在の勤務先を明らかにする情報であると認められる。また、既に本件処分により、前空港建設事務所長の県職員当時の氏名が開示され、当該氏名は明らかであることから、これを公にした場合、識別される特定個人の情報の開示となり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ条例第7条第2号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

5 関係人調査復命書の質疑応答の情報

実施機関が行う関係人調査は、地方自治法第199条第8項に基づき行われるものであり、同法には、関係人がこれらの調査等に応じない場合の罰則規定がなく、強制することもできないことから、関係人に拒否された場合、実施機関がそれ以上の権限を行使することはできないと解されている。また、関係人調査は、非公開を前提に行われているとのことであるから、被聴取者は、関係人調査の質疑応答内容が公開されないという実施機関に対する信頼と安心の下に、関係人調査に応じ、具体的な質問に対して、正確かつ率直な回答をしていると認められる。関係人調査復命書の質疑応答の情報は、質問事項や回答内容を具体的に記載したものであり、その質問事項は被聴取者が有していると思われる知識や経験に応じて、実施機関が個別に設定するものであり、またその回答も被聴取者の知識、経験等に基づいてなされるものであるから、その内容はそれらの知識等を反映したものであるのが通常である。したがって、これらを部分的にでも開示した場合、質問から実施機関が被聴取者のどのような知識等に着眼して聴取対象としたのか等が明らかになるとともに、回答内容からは、被聴取者の知識、考え方等がある程度推測されるおそれが生じると認められる。また、質疑応答の情報を公にされることがあるとすれば、一般に関係人にとっては、実施機関に対して不快の念を抱き、ひいては、実施機関が行う関係人調査に対する関係人の信頼を損なうことになることと認められる。

さらに、質疑応答の情報の一部が開示されることとなれば、関係人にとっては、質疑応答の情報のうち、いずれの部分が開示されることになるのか不明であることから、今後、関係人調査の際に、率直な回答や具体的かつ正確な回答をすることをちゅうちょすることになるおそれが生じ、ひいては、関係人調査に応じること自体を思いとどまってしまうおそれも生じると認められる。そして、関係人が関係人調査に応じることを拒否した場合、当該調査は、これに応じない場合に罰則規定がなく、強制することもできないことから、当該調査を行うこと自体ができなくなるおそれが生じると認められ、今後の実施機関の監査事務に関して、正確かつ詳細な事実を把握することが困難になるおそれが実質的に生じると認められる。

したがって、関係人調査復命書の質疑応答の情報は、公にすることにより、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると認められ、同条第2号該当性を判断するまでもなく非開示とすべきである。